

淀川労働基準監督署発表  
令和7年3月11日

淀川労働基準監督署  
電話 06-7668-0268

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(作業床の端に手すり等の墜落防止措置を講じなかった疑い)

令和7年3月11日、淀川労働基準監督署(署長 周防 哲嗣)は、リビング関西代表者Aほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

(1) リビング関西代表者A(男性・72歳)

所在地 大阪市浪速区大国

事業内容 建設業

(2) 個人事業主B(男性・63歳)

所在地 大阪府東大阪市長田東

事業内容 建設業

#### 2 違反条文等

(1) リビング関西代表者Aについて

労働安全衛生法違反

同法第31条第1項

同法第119条第1号(罰則)

労働安全衛生規則第653条第1項

(2) 個人事業主Bについて

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項

同法第119条第1号(罰則)

労働安全衛生規則第519条第1項

#### 3 事件の概要

令和6年9月16日、大阪府豊中市庄本町の個人居宅屋根漆喰塗装工事現場において、同工事元請事業者であるリビング関西代表者A及び同工事一次下請事業者である個人事業主Bは、個人事業主Bが雇用する労働者Cに高さ4.89メートルの屋根上の作業床の端で塗装作業を行わせるにあたり、墜落防止措置を講じなかった疑い。

なお、この結果、労働者Cは作業中に同屋根から墜落し、死亡するという災害が発生した。

#### 4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

## 労働安全衛生法

### (事業者の講ずべき措置等)

第 21 条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### (注文者の講ずべき措置)

第 31 条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 (略)

### (罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(略)、第三十一条第一項、(略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

## 労働安全衛生規則

### (開口部等の囲い等)

第 519 条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おお)い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### (物品揚卸口等についての措置)

第 653 条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハツチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆(おお)い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆(おお)い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

- 2 (略)